

今月の納税

市民税(第2期)
国民健康保険料(第3期)

市報とおかまち

(昭和32年6月5日第三種郵便物認可) 定価一部5円 発行毎月15日 発行所十日町市役所

人口	23,843
男女計	25,953
世帯数	49,796
世帯数	10,397

昭和44年
8月号

該当者は申請手続きを

ねたきり老人見舞金支給

本市は、市営の諸市営施設を維持し、老人福祉の増進の一環として、ねたきり老人見舞金の支給を開始した。ねたきり老人見舞金は、本市に在住し、65歳以上の高齢者で、収入が一定以下で、生活が困窮している者を対象とする。申請は、市役所市民課で行う。申請書は、市役所市民課で配布している。申請期間は、8月15日から8月31日までである。

たのしい夏を過そう

交通事故や防犯に注意

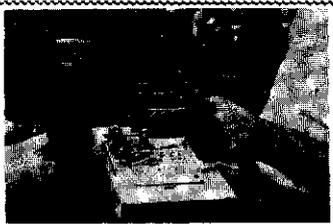
八月は、お盆の時期を迎える。この時期は、交通事故や防犯に注意が必要である。特に、夜間の交通事故が増える傾向がある。また、お盆の時期は、窃盗や強盗の被害も発生しやすい。市民は、夜間の外出を避け、防犯に注意を払う必要がある。また、お盆の時期は、火災の発生も多いため、火災予防にも注意が必要である。

交通安全

止

見舞金

ねたきり老人



【写真は地すべり警報器】

大池小などに 地すべり警報器

本市は、大池小学校などに地すべり警報器を設置した。この警報器は、地震発生時に自動的に警報を発する装置である。設置場所は、大池小学校、大池中学校、大池小学校分校などである。また、大池小学校分校にも設置された。この警報器は、市民の安全を守るために設置されたものである。

会長に柳宗平氏

三十一名の新委員決まる

本市の交通安全協会が、柳宗平氏を会長に選出した。また、三十一名の新委員も決まった。交通安全協会は、交通安全の促進を図ることを目的として設立された団体である。柳氏は、交通安全に熱心な活動をしてきた。新委員も、交通安全の促進に努めることとなる。

お祭りの防犯心得

犯心得

お祭りの時期は、防犯に注意が必要である。特に、窃盗や強盗の被害が発生しやすい。市民は、お祭りの時期は、防犯に注意を払う必要がある。また、お祭りの時期は、火災の発生も多いため、火災予防にも注意が必要である。

公民館だより

公民館では、様々な行事が行われている。例えば、お祭り、講座、運動会などがある。また、公民館では、市民の生活に役立つ様々なサービスを提供している。市民は、公民館を利用して、様々な活動に参加することができる。

保健所などに 救急用担架

本市の保健所などに救急用担架が配備された。この担架は、救急時に使用する装置である。配備場所は、保健所、消防署、警察署などである。また、担架は、市民の安全を守るために配備されたものである。

みなで協力しよう

市民は、みなで協力して、安全なまちを築いていこう。例えば、交通安全の促進、防犯の向上、環境の美化などに協力する必要がある。市民は、自分自身の安全だけでなく、周囲の安全にも配慮する必要がある。

お知らせ

お盆の時期は、交通安全に注意が必要である。また、お盆の時期は、防犯にも注意が必要である。市民は、お盆の時期は、交通安全と防犯に注意を払う必要がある。

市民大学開講

市民大学が、9月15日に開講する。開講場所は、市民大学である。開講内容は、様々な分野の講座がある。市民は、市民大学を利用して、様々な知識を学ぶことができる。

高橋謙孝、大蔵智子による

高橋謙孝、大蔵智子による講演が行われた。講演内容は、市民の生活に役立つ様々な内容であった。講演場所は、市民会館である。

15日正午に

15日正午に、市民の生活に役立つ様々なサービスが開始された。市民は、これらのサービスを利用して、生活の利便性を高めることができる。

毎月10日、20日に市税相談
今日は20日です

市税の相談は、毎月10日と20日の2回あります。市民は、市税の相談を利用して、市税の支払い方法や減税の申請方法などを相談することができます。

市税は、市民の生活に役立つ様々なサービスを支えるために課税されています。市民は、市税を公平に支払う必要があります。

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民税												
国民健康保険料												
自動車税												

税金は自主納税

税金の支払いは、自主納税で行ってください。自主納税は、市民の生活に役立つ様々なサービスを支えるために課税されています。市民は、税金を公平に支払う必要があります。

税金の支払いは、毎月10日と20日の2回あります。市民は、税金の支払日を覚えておく必要があります。

毎月10日、20日に市税相談
今日は20日です

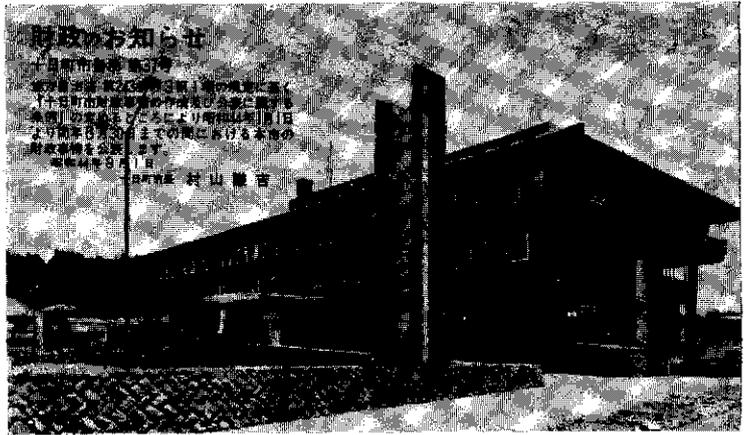
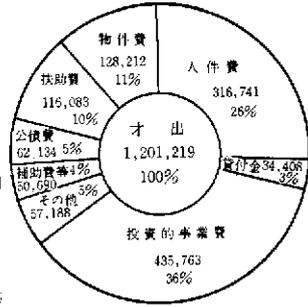
市税の相談は、毎月10日と20日の2回あります。市民は、市税の相談を利用して、市税の支払い方法や減税の申請方法などを相談することができます。

市税は、市民の生活に役立つ様々なサービスを支えるために課税されています。市民は、市税を公平に支払う必要があります。

昭和43年度 決算の概要



性質別分析表 (千円)



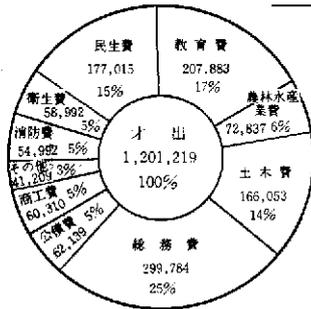
訂正 (太文字が訂正箇所)

一般会計 教育費 207,883

市債 土木債 76,361,741

特別会計 直営診療所

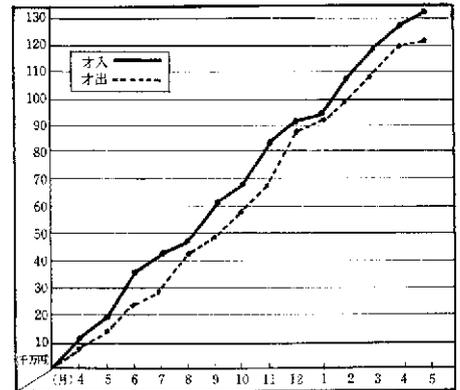
一般会計は (千円)



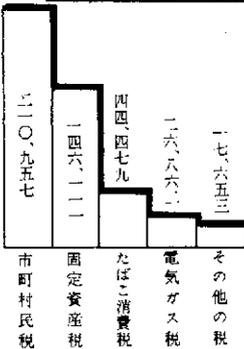
131,769千円 (翌年度へ繰越)



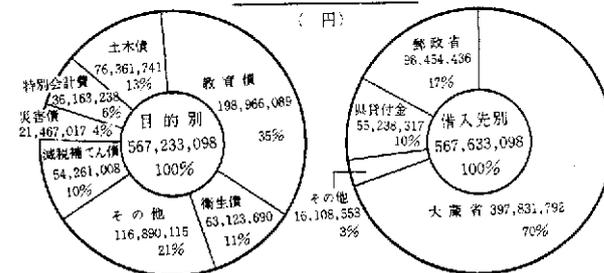
月別才入才出額表



市税分析表 (千円)



市債は (円)



特別会計は (千円)

会計名	才入	才出	差引
国民健康保険	238,812	229,449	9,363
直営診療所	11,176	26,085	△14,909
へき地診療所	3,843	7,845	△4,002
簡易水道	37,444	34,130	3,314
と畜場	1,397	719	678
計	292,672	298,228	△5,556

市有財産の状況

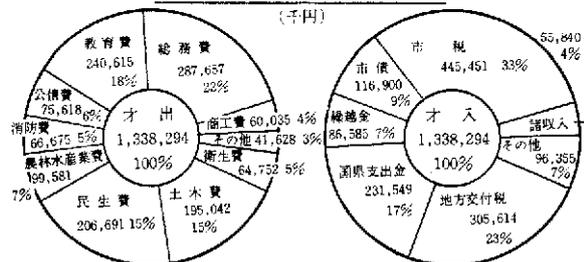
種別	面積	金額
土地	15,827,290㎡	
建物	95,936	
現金及び有価証券		31,397

昭和44年度(6月末) 予算の概要

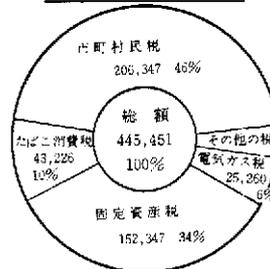
一般会計

当初予算	1,291,732千円
6月末予算	1,338,294千円
収入済額	459,390千円(収入率34%)
支出済額	310,941千円(執行率23%)

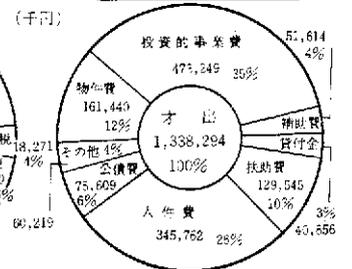
一般会計才入才出款別表 (千円)



市税分析表



性質別分析表



特別会計

会計名	予算額	比率
国民健康保険	254,088	70.8
直営診療所	32,240	9.0
へき地診療所	12,896	3.6
簡易水道	58,154	16.2
と畜場	1,300	0.4
計	358,678	100.0